

前近代古地図にみる津軽の位置とその特質

弘前大学助教授 長谷川 成一

はじめに

北奥に位置する津軽地方の古代・中世史研究においては、同じ東北地方にあっても、文献史料の所在に恵まれな
いことも作用して、他地域と比較した場合、その研究史に著しく空隙の多いことは周知の事柄であろう。文献史料
の僅少性を克服する試みは、他の学問領域や学際的な面からも幾つか実行に移されており、例えば歴史考古学の分
野では長足の進歩がみられる。ただし歴史考古学の現成果は大いに尊重されるにしても、それら全てが文献史料と
噛み合う議論に発展しているとは言いがたい。しかも歴史考古学からの言及が文献史料による空隙を埋めるに至って
いるかといえば、必ずしもそうではなく、不満を残す側面もある。

補註 本県における歴史考古学の最近の報告である、近刊の『青森県の中世城館』（青森県教育委員会 昭和五
十八年）をみた場合、県内中世城館跡の詳細な報告書であるにも拘わらず（筆者は、城館跡の丹念な調査に
ついては、その努力を多とするものである）、解説の中では文献史料に拠った通史を、南部と津軽に分けて叙
述しており、解説と報告内容が全く乖離してしまっている。加えて城館跡の型式分類や編年構成を試みよう
とした形跡も見当らなかつた。

それはさておき、文献史料の欠如を補う一つの方法として、筆者は古地図の活用を図り中世から近世に至る日本
国家に、如何に津軽が位置づけられたのかを考察することにした。前近代における古地図は、周知の如く近代的
測量技術によって作成されたものではなく、また東西南北が現代の表記とは逆のこともあって、もとより正確な地

図ではない。しかし地図を描いた当時の人々（支配階級ならびに知識人）の世界観を、古地図は如実に反映するものであったのである。

本稿では様々な古地図に描かれた津軽を検討して、中世から近世にかけての津軽が、当時の国家や政権を担う人々の世界観に、いかなる位置を付与されていたのかを明確にしてゆきたい。加えて津軽の側からみた、日本国家の領域の設定とその変化、近世に至るその変遷を、古地図と文献史料を併用して追究することにする。

なお本稿で引用する古地図は、特に断わらない限りは、全て『日本古地図大成』講談社（昭和五十三年）と『世界図編（同社 昭和五十年）』の二書に拠っている。混乱を回避するために、古地図の典拠を記す場合は、前者を『古日本図』、後者を『古世界図』とした。

一、古代・中世の津軽と蝦夷

「津軽」という地名の文献上の初見は、『日本書紀』齊明天皇元年七月十一日条「津刈の蝦夷」である。一方、津軽郡の初見は、同書同四年四月条の「淳代・津軽、二郡の郡領」とある箇所¹の文言である。津軽は、陸奥国の一郡として判然と位置づけられたものではなく、この地の蝦夷の一族長の支配圏を国郡制下の郡に準じて呼んだものである。新野直吉氏は、これらの記事が阿倍比羅夫の日本海沿岸遡上による軍事行動と密接な関係を有することから、津軽の郡領とは越の国守比羅夫麾下の郡領と見做すべきであり、したがって津軽郡は越国津軽評という形になる、と述べている（同氏「古代史上の津軽」——弘前大学国史研究 七〇記念号 一〇頁）。さらに、同書同五年七月三日条に引かれた「伊吉連博徳書」に、「津加留」と地名を冠して呼ばれる蝦夷が存在したという。平安時代では、『日本後紀』弘仁五年（八一四）十一月十七日条に、「津軽狄俘」の語があり、律令国家を震撼させた元慶の乱に関する『三代実録』の記述には、いずれも津軽蝦夷が征将や陸奥・出羽両国司らに恐れられていたことを示している。即ち、古代律令国家にあっては、津軽は専ら蝦夷の住む地として正史に登場しているのである。王朝国家における和歌の世界では、津軽は次のように詠まれている。久安六年（一一五〇）の「久安六年御百首」に尾張守親隆朝臣の歌として、

えそかすむつかるの野への萩盛こやにしき、のたてるなる覧

とみえる。また延慶二〜三年（一一三〇九〜一一三二〇）頃成立の「夫木和歌抄」所収の藤原清輔は、

いしふみやつかろのをちにありときく えそ世中を思ひはなれぬ
と詠み、同抄所収の道因は、

音信あらは津輕の奥にとめられて えそかへらぬと妹につけはや

と詠んだ。右三首にみるように、王朝貴族は、津輕と蝦夷とが切り離すことができないものとして、歌に織り込んでいることに気がつかれるであろう。以上、正史の断片や和歌の中から律令・王朝両国家において、当時、イメージされてきた津輕については、次のようにまとめられるであろう。即ち、古代律令国家と王朝国家にあつては、津輕は一貫して蝦夷の住む地乃至蝦夷の代名詞として用いられていることである。加えて、王朝貴族の中では津輕の蝦夷が歌枕として用いられ、彼ら王朝貴族の世界観の中に定着しつつあつたのである。

さて、現在最古の日本図といわれる、嘉元三年（一三〇五）成立の「仁和寺所蔵行基図」（『古日本図』）には、奥羽地方は「しらかわノせき」からさきが「陸奥三十五郡」「出羽二郡」と記され、南を上にし北を下にする桃の実形に描かれている。鎌倉時代の中頃、洞院公賢によつて編纂され、一世紀後、曾孫洞院実熙によつて増補された『拾芥抄』（故実叢書）巻の中には、陸奥三十六郡とあつて、白川（河）から磐手まで四十一の地名が掲載されており、その中に津輕の地名はない。前記「仁和寺所蔵行基図」で記されている陸奥三十五郡は、恐らく「拾芥抄」所収の地名や郡数を想定しているとみて大過ないであろう。しかも両者の成立年には時間的な懸隔が余りないことから、津輕もしくは津輕郡なる地名は、中世国家の行政区画の中で明確に位置づけられたものであるのか極めて疑わしい。²時期は若干前後するが、大石直正氏によれば、奥六郡（胆沢、江刺、和賀、稗貫、斯波、岩手）の成立は、十世紀頃であり、しかも前九年合戦頃には北海道と奥六郡の間に「夷」の地があつて、青森県全域と秋田県の一部を含む広大な地域は全部蝦夷の村として把握されていた（『中世奥羽の世界』東大出版会、昭和四十四年、五―一頁）と述べている。それ故、律令・王朝両国家にあつては、奥六郡までが郡司を置いて在地民を調庸の民として編戸していたことを示唆しており、内国なみの支配が及んでいた。また大石氏は、津輕地方と北の渡島（北海道）は、出羽国の管轄下にある蝦夷村であつたと述べており（同書一三頁）、当初から陸奥国の範疇にはなかつたとしている。

『拾芥抄』所収の行基図によれば、奥羽地方は、陸奥（その中に「夷地」を含む）、津輕大里、出羽の三区画に分けて描写されている。一方、成化九年（一四七二）成立の、朝鮮国における日本地誌で、申叔舟による「海東諸国紀」（『古世界図』）にも、ほぼ類似の日本図を掲載している（「海東諸国紀」の場合、『拾芥抄』行基図と相違するのは、

夷島が津軽大里の上方・北側に描かれている。これら両日本図によれば、津軽地方は陸奥・出羽両国には含まれず、津軽大里として別の行政区域であったことを表示している。前記大石氏の述べる奥六郡の外にある蝦夷村とはまさに右古地図中の夷地と津軽大里を指すものと考えられよう。陸奥の東北部にある夷地は、秋岡武次郎氏が唱えるようなアイヌ民族の居住地（『日本地図史』河出書房 昭和三十年、五三頁）などではなく、大石の説く律令・王朝両国家において正式に郡立てがなされなかった地域と見做すのが、妥当である。夷地がアイヌ民族の居住地であるとすれば、陸奥とは別地域として設置されている津軽大里の部分にも、近世においてもアイヌ民族の居住が津軽半島では確認されているのであるから、当然、夷地の記載がなされねばならないはずであろう。

津軽が陸奥国の管轄に入ってくる時期については、大石氏によれば十二世紀頃であるという（前掲『中世奥羽の世界』一一頁）。出典を明記していないため詳細は不明であるが、文治五年（一一八九）の奥州合戦、それに続く大河兼任の乱によって、鎌倉幕府の支配が直接津軽に及ぶようになったことを指しているものと思われ、王朝国家乃至公家政権が、本来的に津軽郡を陸奥国に設置したということではなからう。それ故、鎌倉時代の各文書にあらわれる津軽の郡は、津軽三・四郡、津軽平賀郡、津軽山辺郡であったりして一定せず、王朝国家と公家政権による国郡制に基づく郡設置能力は武家勢力によって既に削がれてしまった結果、津軽郡の正式な郡立ては最終的になかったものと理解される。

鎌倉時代の初め、「東夷の堅め」或いは「夷島の押え」として、安藤太（五郎）が津軽に派遣されたのが「蝦夷管領」のはじまりである。安藤氏は津軽を含めた北辺の蝦夷全体を統轄する役割を果たした、と入間田宣夫氏は述べており（前掲『中世奥羽の世界』六二頁、鎌倉末期、正中二年（一一三五）九月十一日の安藤宗季讓状（『岩手県中世文書』上巻所収八五号文書）にも、「えそのきた」御代官職を北条氏から安堵されているので、鎌倉時代を通じて、津軽の地は蝦夷の地として当時の支配階級には認識されていた。王朝国家や公家政権による正式な郡立てがなされた形跡はないにも拘わらず、鎌倉幕府による支配の波及あるいは北条氏による得宗領の設定によって、津軽地方は日本国家の支配に実質的に組み入れられたのであって、中世国家では奥六郡の外にある、支配の及ばぬ蝦夷村という辺外の地ではなくなつた。但し、それは「沙汰末練書」（『統群書類従』）にあるように、「武家ノ沙汰」として「東夷成敗事」が義務づけられ、東夷すなわち蝦夷の支配はあくまでも鎌倉幕府の管轄すべき事柄として考えられ、公家政権は手の触れられぬ地域とされたのである。「拾芥抄」行基図に、津軽地方が陸奥国とは別区画として描写され

ているのは、まさに右に述べた歴史的背景を踏まえていたからであつて、津軽と蝦夷は中世国家にあつても切り離すことのできないものとして把握されていたと推察される。

海外で描かれた日本図は、前記「海東諸国紀」のほかにも、何点か現存している。季氏朝鮮国では、東アジア世界を描いた太宗二年（一四〇二）の「混一疆理歴代国都之図」（『古世界図』）中の日本図は、ほぼ「海東諸国紀」と同様の描写である。中国では、明の嘉靖三十四年（一五六五）に来日した鄭舜功が、嘉靖末年にあらわした「日本一鑑」（『古日本図』）には、奥羽地方の地名として、陸奥、夷地、守曾利、会津、出羽のほか、本州先端に、秋田城、津軽、竹浜が表記されている。季氏朝鮮国の各古地図とは若干の相違をみせているが、夷地が陸奥国に設定されているのは変らない。当図は、秋田城を出羽国に描くことをせず、地名にも誤記が多いので先の「海東諸国紀」の日本図ほどの評価は与えられていない。但し、室町時代の末にこのような日本図が、ある程度流布していたと考えられ、先の「海東諸国紀」や、「拾芥抄」行基図と同系統に所属する日本図が、中世社会にあつては一般的な日本全域を示す概念として通用していたとみて大過ないであろう。

補註 海保嶺夫「夷千島王」の対朝鮮交渉」（『地方史研究』一八〇号）は、夷千島王の朝鮮遣使を中心に検討した論稿であるが、中世国家と北方域との関わりについて魅力的な所論を展開している。

二、豊臣政權と津軽

桃山時代に入ると、中世において流布していた行基図とは異なる古地図が作成されるようになった。それは十六世紀のヨーロッパで多く用いられたポルドーネ卵形投影法によつて描かれた世界図と、それと対をなす日本図である。代表的なものとしては、福井浄得寺蔵日本図屏風、小林中氏蔵日本図屏風、小浜発心寺蔵日本図屏風（河村平右衛門氏蔵ともいう）の三屏風図である（『古世界図』）。外に山本吉右衛門氏蔵の屏風図もあるが、秋岡武次郎氏によれば、地図をただ屏風上に書写しただけで、しかも世界図のみで日本図屏風は現存しない（『人文地理』七―六、同氏「桃山時代の四世界図屏風について」）ので、本稿では割愛する。

右三屏風を詳細にしかも体系的に検討した古典的研究成果としては、中村拓「戦国時代の日本図」（『横浜市立大学紀要』五八号 Aの11）がある。本章では、中村氏の研究成果に依拠しつつ論を進めてゆくことにし、特に出典を断らない場合は、右論文に拠ることを予め断っておきたい。三屏風日本図は、日本風の絵画的表現で美術的に描

かかれている反面、前章で俎上にのせた行基図と比較して、全く図案的であつた行基図から脱して、著しく現実的な地形描写に移行したことは注目される（秋岡武次郎「桃山時代、江戸時代初期の世界図・屏風等の概報」——『法政大文学部紀要』四、地理学一、二七〇—二八〇頁）。但し、北海道は図中に描かれていない。この中で最も美しいのは浄得寺図であり、小林図はそれに比較して陸地の外形等もやや単純化され着彩も多少簡單である。発心寺図は保存が悪く、着彩等も多少ぼけた所もある。しかし三図ともに、ほぼ同一系統に所属するもので基本的な地形の描写においては、初期南蛮屏風日本図として一括し得るものである。

浄得寺図には狩野永徳の壺形印があることから、永徳の死去の天正十八年以前の成立であることが推定される。中村拓氏は、色々な角度から検討して天正十五年（一五八七）から永徳の没する同十八年（一五九〇）までの間に描かれたものと推定している。それ故、右三屏風には天正末年頃の成立と見做してもよいであろう。

さて浄得寺図（『古世界図』）を主たる材料として、検討を加えてゆくことにする。前述の如く、『拾芥抄』行基図と比較にならぬほど初期南蛮屏風図は地形描写が正確になつてはきたが、北海道は世界図の方にも描かれてはおらず、日本図では、津軽海峡を隔てたわずかの陸地に「松前」もしくは「系ぞ（発心寺図に系ぞとある）の地名が記されている。また奥羽地方に限定して内容をみた場合、陸奥国は郡数が五十四で出羽国は十二郡と、近世の公式な郡数と一致する。前章で述べた『拾芥抄』や嘉元三年の「仁和寺所蔵行基図」の郡数とは著しく相違し、ここに津軽も正式の国家的行政区域として日本国家に包摂されたことを明示しており、支配階級の世界観の中でも本州北端部までが支配の枠組として現実的な意味をもってきたことを物語っている。

国名以外に浄得寺日本図中に記されている地名は、博多、名越、長崎、平戸、五嶋、天草、長嶋、磯竹、高麗、青嶋、と、島、松前、外浜、津軽、松島、といの島、大島、八丈島、小豆島、系ぞ（発心寺図）である。中村氏によれば、これらは殆ど中世の行基図にみえる地名のほか、秀吉の朝鮮侵略に関係の深い地名であるという。『拾芥抄』行基図や「海東諸国紀」等の古地図と比較して、本稿の展開との関連からすれば、浄得寺図では陸奥国に描かれていた夷地が消滅し、また陸奥国とは別区画であつた津軽大里も消えて、全て陸奥国となつたことである。これは、前記陸奥国五十四郡の件とも関わりが深く、同図において初めて奥六郡の外側すなわち北辺の地は正式に陸奥国に包摂されたことを、視覚的に提示したと考えられる。就中夷地及び蝦夷との関わりで把握されてきた津軽は、改めて陸奥国の一郡として認められることとなり、蝦夷は本州から消えて蝦夷地へ移つたのである。北海道の描写がな

いので、蝦夷が世界図の中でどこに位置するのかは、淨得寺図など三屏風図〔古世界図〕では不明である。

右の疑問に対する解答となるのが、豊臣秀吉所持扇面日本近域図〔古日本図〕と文禄五年（一五九六）の土佐標着スペイン船航海図（漂着したスペイン船所持の地図を日本人が書き改めたといわれ、スペイン人の描いた航海図とは若干相違する）であろう。両図によれば、現在の日本海対岸沿海州に「エソ」「えそ」との書き入れがあり、蝦夷は本州から、大陸に移ったのであった。古代律令国家以来用いられ、日本国家に編成されない地域という象徴的な名称である蝦夷・夷地は、本州を中心とした伝統的国家領域から消滅したのである。

周知の如く、豊臣政権による奥羽仕置は天正十八年（一五九〇）のことで、同年に北海道を除く全国支配は完成した。豊臣秀吉は、小田原攻めに続くこの奥羽仕置に至る期間に、国家の枠組や自らの統治の及ぶ範囲に関する構想を、自ら発給した書状類に披露している。

天正十五年（一五八七）十二月三日、秀吉は関東・奥惣無事令を出して、東国における各大名間の私戦を禁じた（秋田藩採集文書）。この太閤朱印状には、「関東・奥両国迄惣無事之儀」とあって、具体的な国郡名や地名は見当らない。ついで同十七年七月十日真田信幸へ宛てた、惣無事の催促を求める使者派遣の書状には、「関東八州、出羽、陸奥」とあって（真田文書）、先の朱印状よりは、より具体的になった。

小田原攻囲中の天正十八年五月一日、大坂の大政所宛てに書き送った秀吉の消息（妙法院文書）には、

小だわらの事は、くわんとう、ひのもとまでのおきめ（置目）にて候まま、ほしごろしに申しつくべく候間、としをとり申すべく候、

とあり、高橋富雄氏によれば、右書中の「ひのもと」とは、奥州の奥のことを指し、ほぼ奥州と同義語に用いられると指摘している（同氏「日本中央と日之本將軍」―『弘前大学国史研究』七〇記念号、二六―二七頁）。

また同年五月二十日、浅野長吉と木村重茲に与へた太閤朱印状（浅野家文書）では、

一、大軍を被召連、八か国之内四五ヶ国持候北条を、日本五十ヶ国餘之國の者として可勿首儀は勿論にて候か、と述べており、秀吉は日本五十ヶ国余の支配者として、小田原攻囲戦に臨んだことを言明した。「五十ヶ国余」の文は厳密な意味を込めた支配領域というものではなからうが、日本全国を支配下に収めたという自覚には未だ到達していない秀吉の内心忸怩たるものがあることを、言外に示しているとみて差し支えなからう。前記五月一日の消息は大政所に宛てたものであるから、幾分抽象的な表現になっていたが、当朱印状で右の文言に続いて、是までの

具体的戦勝の例をあげて露骨なまで征服欲を表出し、五十ヶ国余りの天下ではなく、欠けたる所のない支配への飽くなき欲求を込めて書いている。小田原落城後、秀吉は奥羽仕置に本格的に取り組んだ。天正十八年七月晦日、本願寺へ宛てた書状（本願寺文書）では、

然者以此次出羽奥州津軽果迄、置目等為可被仰付、二手二相分差遣人数候、（中略）奥両国諸侍足弱無悉為在洛差上候、

と書き送り、天下の置目を徹底すべき範囲を、「出羽奥州津軽果迄」とした。津軽が初めて全国統治者で天下人たる秀吉に、支配領域の終点として位置づけられたのであって、その意味で右の朱印状の意義は決して小さくない。翌八月十二日、秀吉は浅野長吉に陸奥出羽両国の検地を令し、六十余州堅被仰付、出羽奥州迄さそう二ハさせらる間敷候、たとへ亡所二成候ても不苦候間、可得其意候、山のおく、海はるかいのつ、き候迄、可入念事専一候」傍点筆者（浅野家文書）と、先の五月二十日の太閤朱印状の五十ヶ国余の支配者から六十余州のそれへの上昇を宣言し、その支配に遺漏なきことを命じたのであった。

前述した初期南蛮屏風日本図は、まさにこのような歴史的経過の中で、秀吉の国家支配の構想や支配領域の確定化、日本国家の枠組というものが判明した点を踏まえて、狩野派絵師に描かせたものと推察される。津軽に関してその意義を考えると、王朝国家以来、国家的行政区画の範囲外に置かれていた津軽が、日本国家の北の果てであると、全国政権に認定され、ここに国家に包摂されたのであった。「一五九六年（慶長元年）度イエズス会年報」（『キリシタン研究』第二十輯）によれば、津軽は「日本の最も北の果てにある」国と記録されており、右に述べた筆者の所論を裏付けている。松前は、右年報によれば、日本国内として認められている形跡はなく、また時期は若干降るが、アンジェリスの『北方探検記』（吉川弘文館 昭和三十七年）によれば、一六一八年（元和四年）「パードレの松前へ見えることはダイジモナイ、何故なら天下がパードレを日本から追放したけれども、松前は日本ではないと付け加えました」（五三頁）と松前藩の領主松前公広が公言したとある。このように、初期南蛮屏風日本図や秀吉所持扇面近域図、スペイン船航海図にみる如く、松前、エゾ、蝦夷地の地理的位置は不確かながらも、それらは日本国には包含されるものではないという認識は、十七世紀初頭にはある程度共通したものではなかつたかと考えられる。その結果、津軽は、日本国の最北端の地域として全国政権に認定されたのである。

津軽が日本国家の最北端であることを、正式に認め、それを古地図の中で視覚的にしかも国家が定めたのは、幕

府撰慶長日本図(『古日本図』)においてであった。ついで、最北端が津軽ではなく、蝦夷地(正確に北海道を指す)がそれであることを示したのは、幕府撰正保日本図(同上)においてであった。国絵図を媒介として、正保期に設定された国家領域の基本概念は、概ね、幕藩国家の国家領域として、近藤重蔵や間宮林蔵の北辺地探検や間宮海峡発見に至るまで変化はなかったものと考えられ、庶民のレヴェルにあっては、前記「幕府撰慶長日本図」の退化したものと「新改日本大絵図」との折衷にすぎない、浮世絵師石川流宣の筆になる「本朝図鑑綱目」(通称「流宣図」)が、日本国の総体をあらわしたものととして流布したといわれる(『古日本図』)。

むすび

以上、二章にわたって述べてきた事柄を要約すると、次のようにまとめられるであろう。

古代律令国家にあっては、津軽や津軽の郡領の名称は正史において断片的には発見されても、同国家の正式な国郡制に基づいて設置された郡ではなく、阿倍氏さらには国家の征服領域を表示するという程の意味をもつものであった。加えて「津加留」とは、地名を冠して呼ばれる蝦夷の住む土地であり、蝦夷もしくは蝦夷地として認識されていた。

九・一〇世紀に入って王朝国家の辺地経略にともない、奥六郡の成立はみたものの、青森県全域は未だ辺外の地、蝦夷の村として同国家の行政区域に最終的には確定されずに終った。王朝貴族の勢力減退、鎌倉幕府の成立にともない、私号による津軽四郡等の郡号は文書に散見しても、孰れも公式のものではなく、津軽の地名は蝦夷の語と不離のものとして公家や和歌を詠む人々の美意識の中に投影し、和歌の世界に定着することとなった。一方、鎌倉幕府にあっては、津軽は武家政権の支配すべき蝦夷の地として捉えられ、北条氏得宗領の設置もその延長線上に考えるべきものであった。

古地図の世界では、作成の主体が断然、公家政権側にあったので、王朝国家もしくは公家政権の支配域、国家領域を表現した地図が誕生することになったのは当然の理であった。しかも、それが行基図として伝統的に受けつがれるだけでなく、朝鮮・中国など海外にも伝播していった。それに従って、行基図に描写された日本図、これは王朝国家の世界観ないし日本支配の枠組を示したものであったことから、「津軽大里」や陸奥国内の「夷地」として、東北地方北部は特殊な描写を施されることになった。しかも鎌倉幕府にあっては、室町幕府にあっては、その描写

は殆ど訂正されることなく、中世社会の中で共通の認識として一般化してしまったのである。

津軽が陸奥国に公式に編入され、陸奥国内に夷地が消滅したのは、豊臣政権による奥羽仕置が完了した時点であったと推察される。初期南蛮屏風日本図にみるように、陸奥国は五十四郡に拡大し、蝦夷は日本国内から大陸（現沿海州域）へ移り、国内には辺外の地、統一政権の領域に入らぬ地というものは、視覚的にも存在しなくなった。津軽が日本国家の最北端として全国政権に位置づけられたのは、まさに豊臣政権においてであったのである。これは徳川政権にも受けつがれ、慶長国絵図にあっては、津軽氏が最北端の大名として描かれている。しかし正保国絵図の段階に入ると、蝦夷島（地）が最北の領域とされ、幕藩国家における概ねの国家領域の枠組みは、ここに定まったとみて支障はない。

以上、本稿は匆忙の間に草したものであり、しかも筆者の専攻とする近世史の範囲を著しく逸脱した時代を対象としたので、精考に欠けるところが多々存在したことを思われる。忌憚なき御叱正を賜れば幸いである。

（昭和五十八年十二月二十五日稿）

註 (1) このほか天平宝字六年（七二六）の「多賀碑」碑文によれば、

去京一千五百里

去蝦夷国界一百廿里

去常陸国堺四百十二里

（下略）

と、多賀城に至る四方からの距離が刻まれている。蝦夷国は約八十里先に位置するとあり、古代律令国家にあっては、蝦夷国は抽象的な概念ではなく、より具体的な国家として律令国家に対峙するものであった。

(2) 大石真正「外が浜・夷島考」（関晃先生選歴記念日本古代史研究、吉川弘文館、昭和五十五年）は、中世国家の東の境界が陸奥国の外が浜であり、夷島は境界の外に位置づけられた特殊な境域であった、と述べている。筆者の論旨から言えば、右の事柄は確かに中世の合戦記や伝承類に表記されているが、国郡制による郡の設置が津軽地方に実際にはなされていない限りは、国家支配の枠組には公式に組み込まれていなかったと見做すべきであると考えられる。また当時の人々の視野の中に、東の境界がある程度見えたとしても、それは国家支配の機構に入ったこととは区別されなければならぬであろう。

(3) 秋岡氏は、諸日本図にみられる夷地は当然エゾチと読むべきであって、エゾはアイヌの住む土地の意味に用いられた（同書五三頁）と述べている。しかし、菊池徹夫「蝦夷論の系譜」（『史観』第一〇一冊）にも整理されているように、蝦夷・アイヌ民族に関しては、従来、考古学や古代史学界にあって様々な議論が闘わされてきた経緯があり、秋岡氏の説に直ちに賛成するわけにはいかない。まして、中世の奥羽社会にアイヌ民族がいかなる形で存在していたのかなど、極めて基本的な事実すら明示されていない現時点では、夷地イコールアイヌ民族居住地とする秋岡氏の言説は首肯しがたい。

- (4) 室町時代後期の「南瞻部州大日本国正統図」(『古日本図』)は、「日本一鑑」日本図とほぼ同一の系統に所属し、奥羽地方の地名としては、陸奥・出羽二国が描かれ、陸奥に秋田城、会津、鎮守府、宇曾利、夷地がみえる。「日本一鑑」日本図と違い、津軽や外ヶ浜はないが、秋田城は依然として陸奥国内に置かれている。因みに南瞻部洲とは、伝説の人間居住世界を意味し、この種の図は、恐らく仏者の手に成るものである。
- (5) 文禄五年の土佐漂着スペイン船航海図は、高知県立図書館所蔵で、本稿では、岡本良知「十六世紀における日本地図の発達」(八木書店 昭和四十八年)一三七―一四二頁を参考にした。同図によれば、沿海州沿岸には、「えそ」に続いて「ランカイ」が描かれており、「ふさんかい」「ランカイ」「えそ」は、西から東へ続く大陸の沿岸部に位置している。文禄・慶長の役と松前・蝦夷そして津軽については、別稿を期したい。
- (6) 幕府撰慶長日本図は、公称としては慶長期とされているが、筆者はその成立年に強い疑問を覚える。例えば、津軽地方には弘前が描かれ、津軽土佐守と明記されている。土佐守は津軽信義のことで、信義は寛永八年(一六三二)に家督を継ぎ、明暦元年(一六五五)に死亡しており(陸奥弘前津軽家譜「東京大学史料編纂所蔵」本國絵図が慶長期を表示しているとは到底考えられない。黒田日出男氏も、同氏「寛永江戸幕府図絵小考」(『史観』第一〇七冊)の中で、大名表記の側面から、本國絵図は寛永期のものであると推測している。

(弘大國史研究会委員 在弘前市)